

第4次新庄村男女共同参画基本計画

令和4年 1月

新 庄 村

第1章 計画の策定にあたって

1 これまでの経緯

少子・高齢化をはじめとした社会環境の変化の中で、住民が心豊かで安心して暮らしていくためには、全ての男女が性別に関係なく、その立場と人権を尊重しながら、それぞれの個性や、能力を発揮していくことのできる男女共同参画の町づくりが求められています。

新庄村においても、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的として、平成14（2002）年9月に「新庄村男女共同参画の推進条例」を制定し、また、平成19（2007）年に「新庄村男女共同参画基本計画」を策定、平成24（2012）年に「第2次新庄村男女共同参画基本計画」を策定し、平成29（2017）年に「第3次新庄村男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を推進してきました。この間、固定的な性別役割分担意識の一定の改善や女性の社会進出などについての成果も見られる一方、男女間で依然として意識差が存在するものもあります。また、地方創生や平成27（2015）に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の内容も踏まえながら、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などについては、今後においても重点的に取り組むべき課題となっています。

こうした中、国においては令和3（2021）年に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、関連施策のさらなる推進が図られます。

また、岡山県においても国の計画に歩調をあわせ、令和3（2021）年に「第5次おかやまウィズプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

2 計画の趣旨

男女がお互いの人権を尊重し、ともに支え、責任を分かち合えながら社会のあらゆる分野に参画していくことができる男女共同参画社会の実現は村民一人ひとりが本人の意欲に応じてあらゆる分野で活躍でき、豊かな人生を送ることができるまちづくりの推進につながることから、本村においても男女共同参画社会の実現に向けて、各役割を再認識するとともに、継続して計画的に取り組んでいきます。

3 計画の位置づけ

この計画は男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

また、本計画の一部を「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定する「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止計画）」、及び「女性活躍推進法」第6条第2項に規

定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」と位置付けます。

4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

日本国憲法では、基本的人権として、国民はすべて個人として尊重され、性別の区別なく法の下では平等であり基本的な権利と義務を有するとされています。

また、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣習についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つを基本理念に掲げています。

この基本理念に基づいて「新庄村男女共同参画の推進条例」を制定しました。このように、制度的には整備されてきてはいますが、依然として男女の役割に対する固定的な観念が残っているのが現状です。新庄村では「新庄村男女共同参画の推進条例」の基本理念に基づいて、男性と女性が互いにその人権を尊重し、手をとりあって家庭生活はもちろん、職場や余暇活動の場などあらゆる生活の場で、互いの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりをめざします。

2 計画の基本目標

男性と女性が互いにその人権を尊重し、手をとりあって家庭生活はもちろん、職場や余暇活動の場などあらゆる生活の場で、互いの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくり

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ. 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法において保障され、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきましたが、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は依然として根強く、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、眞の男女平等の達成には未だ多くの問題が残されています。

こうした中、性別にかかわらず村民一人ひとりが夢をもって「いきいきと安心して暮らすことのできる明るく住みよい、住みたいまち」を創造するためには、その最も根本的な課題として、男女ともに人権が尊重されるまちの実現を図ることが不可欠であると考えます。

そこで、男女平等の意識の改革を図るための学習の機会を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を進める必要があります。

重点目標1 だれもが男女共同参画について学ぶ

[現状と課題]

人権とは、性別に関係なく、誰もが生まれながらにして持っている人間らしく生きられる権利です。しかし、現実には男性、女性に対する固定的な観念から、性別にとらわれた考え方で人権が侵害されていることがあります。テレビ、雑誌などのメディアによるもの、セクシュアル・ハラスメント、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、これらすべて人権にかかわる重要な問題です。

男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しや、男女の人権尊重、男女平等について、家庭、学校、地域等あらゆる機会を通じて学ぶ必要があります。

[施策の方向と概要]

- 1 広報誌・有線放送・TV放送・ホームページ等を利用した意識啓発及び情報提供
男女共同参画を進めるためには広く村民に男女共同参画を理解してもらう必要があります。そこで、広報誌・有線放送・TV放送・ホームページ等を積極的に利用し情報の提供につとめ、男女の人権の尊重、男女共同参画についての意識啓発をします。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●広報誌への掲載による意識啓発	住民福祉課
●有線・TV放送による啓発	住民福祉課
●ホームページによる情報提供	総務企画課 住民福祉課

[施策の方向と概要]

2 男女、子どもの人権について学ぶ

男女共同参画社会の実現のためには、個人が尊重され性別による差別的取り扱いを受けないこと、性別・年齢に起因した暴力が根絶されなければなりません。虐待・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）など人権侵害にかかわるものについて、男女の人権を侵害するようなものについて認めないという敏感な視点を養うよう学習することが必要です。

生涯学習講座、社会教育、その他各種講座、研修会などで平等や意識の啓発を行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●生涯学習講座での学習	教育委員会
●人権侵害、DVなどに関する相談	住民福祉課
●要保護児童対策の推進	住民福祉課

[施策の方向と概要]

3 コミュニティ活動・地域づくり等での意識啓発

コミュニティ活動やボランティア活動などは多くの人々によって行われることが必要です。これらの地域・社会活動により村の活性化を進めていくためには、男女参画で進めることができます。村民みんなが支え合い助け合って、ふれあいのある、安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを推進していくために、意識の啓発を行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●コミュニティ活動・地域づくりでの意識啓発	住民福祉課
●ボランティアの人材育成と参加の促進	社会福祉協議会 関係各課
●ボランティア活動等に関する情報提供	関係各課

重点目標2 学校・家庭における男女共同参画学習の推進

[現状と課題]

学校などの、保育、教育の現場では一般社会と比較すれば男女平等が進んでいると思われます。しかし、さまざまな教育活動の中において、無意識のうちに「男の子だから」「女の子だから」などといった、固定的な役割分担意識に基づいた教育を行いことはないでしょうか。また、子どもは生まれたときから、親や周りの人たちの影響を受けて育ちます。男女共同参画社会をめざすには、次世代を担う子どもたちには、ジェンダーによって差別しない考え方をもって、保育、教育することが重要です。

※ ジェンダー

生まれてから周囲とかかわりながら育つ中で、こうあるべきだとして身についていく性差観念（社会的・文化的につくられた性差）のこと。生まれる前に決定される生物学的な性の違いと区別される。

[施策の方向と概要]

4 教育に関わっている者に対する研修の充実

子どもは、知らず知らずのうちに周りの大人からの影響を多く受けます。

特に教育に関わっている者の言動によって大きく左右されます。そこで、教育に関わっている者に対して、ジェンダーの問題や男女平等に関する研修を行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●教育に関わっている者を対象とした研修会の実施	教育委員会
●教育に関わっている者の講演会や研修会への参加	教育委員会

[施策の方向と概要]

5 思春期教育の推進

子どもの時期は、人格形成の基盤となる重要な時期です。家庭はもとより、保育所・学校での生活の中で、性別にとらわれない保育・教育を行うことが大切です。子どもたちの発達段階に応じて、乳幼児期から男女分け隔てのない教育をし、ジェンダーに敏感な感覚を養うための保育・教育を行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●妊娠時期からの両親支援	住民福祉課
●母子クラブでのジェンダー教育	住民福祉課
●保育所でのジェンダー教育	住民福祉課
●小・中学校でのジェンダー教育	教育委員会 住民福祉課

[施策の方向と概要]

6 家庭における男女共同参画に関する教育・学習の推進

家庭は、男女共同参画教育の原点であるともいえます。夫婦がお互いの人格を尊重し、また、子どもの人権も充分に配慮しなければなりません。男女平等の視点に立った家庭教育に関する学習の機会を充実させます。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●家庭教育学級の開催	教育委員会 関係各課
●青少年健全育成研修会の開催	教育委員会 関係各課

[施策の方向と概要]

7 性・命に関する学習の充実

高度情報化社会の中にあって、子どもたちの生活にも、毎日のようにさまざまな情報が入り込んでいます。その中には性についての情報も多く含まれています。興味本意でつくられた偏った性情報が、性非行や性犯罪の増加する誘因にもなっています。

まず、周りの大人たちが正しい性の知識を学習し、あらゆる機会を通して子どもたちに正しい性の知識、命の尊さや大切さを教育します。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●不妊に対する支援の充実	住民福祉課
●保育所での命の尊さ、性についての教育の充実	住民福祉課
●小・中学校での命の尊さ、性についての教育の充実	教育委員会
●P T A・生涯学習講座等での学習	教育委員会

基本目標Ⅱ. 男女が自立して活動できる社会的条件の整備

男女がともに尊重しあい、協力して社会に平等にかかわっていくためには、それぞれが自立することが大切です。自立した生き方をするためには男女とも仕事を持ち経済的な安定が重要となります。しかし、今なお根強く残る「男は仕事、女は家庭」という固的な役割分担意識により男は家庭生活で女は仕事での自立が難しいのも現実です。

男女が仕事と家庭生活が両立できるよう社会的条件を整備することが重要です。

重点目標 3 男女が働きやすい環境をつくる

[具体的施策]

今後も少子・高齢化社会が進めば、女性の労働力がますます求められると考えます。女性が働くことは、経済的自立をもたらすだけでなく、多様な人々とのかかわりによって自らを高め充実した生活を送るためにも大切です。男性も女性も自ら選んだ仕事が続けられるよう、各種支援制度の充実を図ったり、地域社会においても育児・介護支援の充実を図ることによって男女が安心して働き続けられるような環境をつくることが必要です。

[施策の方向と概要]

8 男女平等な雇用環境の充実

男女雇用機会均等法などにより男女平等な雇用についての法制度は整ってきてはいますが、賃金や配置等の面で、また、昇進、昇格、研修の機会の面でも男女平等となるよう事業主・労働者に対する啓発活動を積極的に行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●男女雇用機会均等について事業所への啓発	産業建設課 関係各課

[施策の方向と概要]

9 育児など働き続けられる福祉の充実

育児休業などにより男女がともに個性と能力を活かして働くように法制度は整ってきました。しかし現実には、国では、男性の育児休業の取得率は女性の取得率と比べて大きく差があり、まだまだ育児が女性の負担となっています。子育てしている人が安心して働き続けられるように、家庭や地域社会で積極的に支援体制の充実を図

ります。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●保育所運営事業の充実	住民福祉課
●保育施設の整備	住民福祉課
●放課後子ども教室の充実	教育委員会

[施策の方向と概要]

10 働きながら、家庭・地域社会生活が両立できる就業環境の整備

男女ともに働きながら、家庭生活、地域社会生活が両立できるよう週40時間労働制や週休2日制の定着、有給休暇、育児・介護休業制度など整っているものの、職場によっては長時間労働や、また、休暇が取りにくい状況もあります。男女がともに、仕事・家庭・地域で調和のとれた生活を営むためにも、このような制度を利用しやすい職場環境づくりが図られるよう情報の提供・啓発に努めます。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●地域の事業所へ職場環境改善についての普及啓発	産業建設課 関係各課

[施策の方向と概要]

11 女性の職業能力開発と能力発揮への支援

女性は、従来の役割分担意識や慣習などから、男性の補助的な役割を行ってきました。

特に、農林業や商工業等自営業にたずさわる女性は、家庭従事者として生産や経営の担い手として大きな役割を果たしているにも関わらず、働きに見合うだけの評価がなされていない現状があります。女性が正当な評価をうけ、自立した人間として、自

信と充実感をもって暮らすことができるよう、資格取得につながるような研修機会の提供などを行い、また、女性団体等の自主的活動への支援をします。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●就職希望者に対する就職情報の提供	産業建設課
●パソコン講座等教育訓練のための講座開催	教育委員会
●特産物加工グループに対する支援	産業建設課

重点目標4 多様な生き方を認め合い安心して暮らせる環境をつくる

[現状と課題]

少子・高齢化、高度情報化など急激な転換期にあって、将来を予測することが困難な状況にありますが、人々の価値観は、物質的な豊かさよりも心の豊かさ、量よりも質、個性のある生き方、ゆとりと安らぎのある生活などへの志向を強めるとともに、多様な価値観に応じて多様な生き方の選択が可能な社会を望む傾向にあります。

こうした中、「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担を見直し、男女ともに生き方の多様な選択の幅を広げながら、男女がそれぞれの身体の特徴を充分に理解し合い、家庭、職場、地域において思いやりをもって生きていくことは、性別にかかわらず村民一人ひとりが望むところといえます。また、すべての人が将来にわたり安心して暮らせる生活環境をつくることも必要です。

[施策の方向と概要]

12 介護支援制度の充実

高齢化が進む中で、在宅介護の割合が増加しています。そうした在宅介護においては、女性への負担が非常に大きなものとなっています。

介護が女性に集中しないように、介護保険制度の利用を促進するなど、介護負担の軽減を図ります。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●介護保険制度の円滑な運用	住民福祉課
●介護支援体制の充実	住民福祉課 社会福祉協議会
●家族介護者への支援	
	住民福祉課 社会福祉協議会

[施策の方向と概要]

13 母性保護の向上と母子保健の充実

女性にとって出産や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して子どもを産み育てることができるため、母性保護母子保健の充実に努めます。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●母子に関する健康診査や予防接種の推進	住民福祉課
●子育てに関する情報提供・相談業務の実施	住民福祉課
●不妊に対する相談、支援	住民福祉課
●親子料理教室の開催	住民福祉課

[施策の方向と概要]

14 子育て支援体制・制度の充実

社会問題でもある少子化の主な原因として、仕事をしながらの子育ては困難と答えている人が一番多く、次に、子どもの教育にお金がかかる、経済的に余裕がないと答えてています。仕事と子育てとの両立、子育てに専念と、それぞれの生き方、考え方は様々ですが、育児のほとんどを女性が担っているのが現状です。子育ては女性の役割と決めつけるのではなく、男女が協力し合いながらともに担い、また、家族の支援も受けながら、安心して子育てができるようにする必要があります。

特に、家庭で子育てをしている母親は、子育て中も社会、地域に関わりたいと願っ

ています。そのためにも社会全体で支えあっていくための支援体制・制度の充実を図ります。

[具体的施策]

施策内容	担当課
● 18歳までの医療費無料の継続	住民福祉課
● いきいき対策推進事業の継続	総務企画課

[施策の方向と概要]

15 高齢者の社会参加活動の促進

退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう充実して過ごすためには、身体的な健康はもちろん、精神的・経済的に自立することが重要です。

高齢者が長年培ってきた豊富な知識と経験を社会で生かし、生きがいをもって生活できるような仕事や社会参加を支援します。

[具体的施策]

施策内容	担当課
● シルバー人材センターの充実	社会福祉協議会
● 老人クラブへの支援	社会福祉協議会 住民福祉課
● スポーツ・レクリエーション活動の支援	教育委員会
● 学習機会の提供	教育委員会

[施策の方向と概要]

16 障害のある人々の社会参加と福祉施策の充実

障害のある人はふだん地域社会とのかかわりが希薄になります。障害のある人の社会参加を促進し、自立した生活を支援していくために、学習の機会の提供や福祉の充実を図ったり、また、障害のある人の健康や介護、育児などを支えている家族が気軽に相談できる体制づくりも行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●社会参加の推進	住民福祉課
●公共施設のバリアフリー化の促進	住民福祉課
●住宅のバリアフリー化の支援	住民福祉課
●相談窓口の充実	住民福祉課

[施策の方向と概要]

17 ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

社会情勢の変化や価値観の違い等により、死別のみならず、離婚による母子・父子家庭等が増加しています。ひとり親家庭での子育ては厳しいものがあります。母子家庭では経済的な自立を促進するための支援を、父子家庭では家事・育児等の生活面での自立の支援を行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●母子・父子家庭に対する助成制度の周知・利用促進	住民福祉課
●母子・父子家庭組織への支援	住民福祉課

[施策の方向と概要]

18 生涯を通じた健康支援

健康の維持増進を図るために、住民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。健康に関する情報提供や話し合いの場を設けるなど様々な形で自身の健康に対する普及・啓発を行っていきます。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●健康診査の推進	住民福祉課
●健康相談の実施	住民福祉課
●保健指導の充実	住民福祉課
●スマトレ教室の実施	住民福祉課

[施策の方向と概要]

19 安全で安心して暮らせる生活環境の確保

年々深刻になる環境汚染は、環境ホルモン等でも見られるように生態系に有害な影響をもたらしています。また、交通網の発達、高度情報化の推進によって人・物の流れが広域化しています。それに伴って高齢者・若者をねらった悪質業者による悪質商法の被害が広がる傾向にあります。安全で安心して暮らせる生活環境確保のために情報の提供を行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●環境保全運動の推進	住民福祉課
●下水道・合併浄化槽の普及促進	産業建設課
●無農薬・減農薬農業の普及促進	産業建設課
●ゴミ減量化の推進・啓発	住民福祉課
●資源再利用の啓発	住民福祉課
●消費者への啓発	住民福祉課

[施策の方向と概要]

20 相談体制の整備・充実

女性を性的対象と見ることや、男性より劣った性として見るように意識が、セクシユアル・ハラスメントや配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）などを引き起こしています。また、障害のある人などに対する人権侵害に関わる多様

な悩みや相談に対応する窓口を充実させ、体制の確立を図るよう努めます。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●相談窓口の整備	住民福祉課
●心配ごと相談の充実	住民福祉課
●人権相談の充実	住民福祉課
●行政相談の充実	住民福祉課

重点目標 5 だれでも家事・育児・介護ができるように学ぶ

[現状と課題]

人が暮らしていくうえでだれでもいつでも家事ができるようにすることが大切です。学校では男女ともに家庭科、技術科の授業が取り入れられて子どもたちは学んでいますが、実際には家庭で身の回りのことや家事等ができていないと思われます。また、成人男性の多くも、家事・育児・介護については自立ができていないと思われます。男女が良きパートナーとして、また、家族みんなで家庭を支え合い助け合って、一人ひとりが自立して生き生きと暮らすことのできる家庭をつくるためにも、だれもが家事・育児・介護を学ぶことが必要です。

[施策の方向と概要]

21 家庭生活に必要な知識や技術を身につける講座の充実

家庭生活において、男性も女性も自立し、責任を担うことは、すべての分野において男女共同参画を進めることにつながります。そこで、いつでもだれでも家庭生活に必要な知識や技術を身につけることのできる学習の場を提供します。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●育児セミナーの開催	住民福祉課
●介護教室の開催	住民福祉課

基本目標III. 男女がともに参画できるまちづくり

私たち一人ひとりが生き生きと安心して暮らすことのできるまちづくりを実現するためには、地域社会における活動や、施策や方針決定の場に男女が対等に参画することが必要です。しかし、現実には地域社会、政策や方針の決定の場にあっても圧倒的に男性の比率が高いなど、どの分野においても、女性は男性とは同等といえない状況にあります。人々の考え方生き方も多様化してきた今日、豊かで活力あるまちにするためには、社会の構成員の半数を占める女性の考え方や意見を尊重し反映させる、男女共同参画こそが必要です。

重点目標6 村民一人ひとりが地域や社会に参画する

[現状と課題]

男女がお互いの個性を尊重し、自立した生活をしていくためには、私たちが暮らしている地域や社会に積極的にかかわっていることが必要です。

「教養、趣味、スポーツなどの活動」、ついで「自然保護、地域環境ボランティア活動、就職上の資格・技能を取得するための学習」がしてみたいとしながら、「仕事が忙しくて時間がない」、「自分の健康や体力に自信がない」、「経済的な余裕がない」ことが障害となっているようです。これからもうかがえるように、一人ひとりは地域や社会に参画できるようにしたいと考えているにもかかわらずできない状況がうかがえます。誰もが参画しやすい環境を整えることが必要です。

[施策の方向と概要]

22 男女共同参画の視点に立ったしきたり・慣行の見直し

男女共同参画のまちづくりを進めていくうえにおいて、地域で根強く残るしきたり・慣行、性別役割分担意識の払拭が必要です。男女が対等なパートナーとしてお互いを認め合い、助け合ってコミュニティ活動、地域づくりをすすめ、だれもがいきいきと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるために、地域等のあらゆる場で男女共同参画の視点に立ったしきたり・慣行の見直しを図るため、啓発活動を行います。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●地域における慣習などの見直し	総務企画課

[施策の方向と概要]

23 政策・方針決定過程への女性参画の推進

だれもが生き生きと安心して暮らすことのできる明るい住みよいまちづくりを進めるためには、村民の半数を占める女性が政策・方針決定の場へ参画し、真の男女共同参画社会を実現することが重要です。

男女が対等に方針決定の場へ参画するためにも、村が率先して女性の登用を図るとともに、事業所、団体等に対しても、女性の管理職等への積極的登用について理解と協力を求めます。また、地域の役員など方針決定の場への登用を求めます。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●各種審議会等への女性委員の登用の促進	関係各課
●地区役員への女性の登用への依頼	総務企画課

[施策の方向と概要]

24 積極的に社会参画できる環境の整備

だれもが自分の自由な時間を持ちたいと願っています。趣味を生かしたり、講演会や講座を受講したいと願っていても、勤務期間であったり、また、子育て中などの理由のために参加できないのが現状です。そこで、だれでも気軽に利用できる保育コーナー等の整備に努めます。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●講演会・講座等の開催日や時間（土・日・夜間）の配慮	関係各課
●講演会・講座等での保育コーナーの設置	関係各課

[施策の方向と概要]

25 国際交流・協力の推進

近年、新庄村においても外国人数が増加しており、今後国際交流が活発化すると思われます。お互いの国の生活習慣文化を認め合い、人権を尊重し、あらゆる差別をなくすることが、国際平和につながるとの認識を持って推進します。

[具体的施策]

施策内容	担当課
●外国語教室の開催	教育委員会

重点目標 7 男女共同参画をすすめる人たちを育てる

[現状と課題]

現在、新庄村では、地域活動や P T A 活動、ボランティア活動の多くを女性が担っているのが現状ですが、代表者はほとんどが男性となっています。男女共同参画のまちづくりを進めていくうえで、男女共同参画をより多くの人たちに理解してもらうことが必要です。そのためには地域において推進役となる人を育てるとともに、推進団体を育成することが重要です。

[施策の方向と概要]

26 男女共同参画推進団体の育成とリーダーの養成・確保

新庄村では男女共同参画の推進役として、各種団体のリーダーとなる人に県の男女共同参画セミナーを受講してもらっています。男女共同参画をすすめるうえで、研修や講座等によりリーダーとなる人たちの養成と、また、地域・職場などでこのような推進団体・グループを養成し、支援します。

[具体的な施策]

施策内容	担当課
●男女共同参画推進ネットワークづくり	住民福祉課
●各種団体に対する財政的支援	関係各課
●各種団体に対する学習会の開催	関係各課
●リーダー養成講座への参加の促進	関係各課

第4章 推進体制の整備

男女共同参画推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けて、村は、村民をはじめ事業者・関係団体の理解と協力を得ながら効果的に計画を推進していくことが重要です。そのためには、庁内推進組織、村長を本部長とする「男女共同参画推進本部」の機能や権限の充実をはかり、村民・事業者との連携をはかりながらプランに盛り込まれている施策・事業を推進するよう努めます。

- 1 住民参加による推進体制の充実
- 2 行政の推進体制の充実
- 3 国・県・他町村との連携及び協力
- 4 関係民間団体・事業所等との連携